

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 予定納税ってなあに？

Q : 私は、昨年、酒類の小売業を始め、今年の3月に所得税の確定申告書を初めて提出しました。

ところで、先日、税務署から予定納税額の通知書が送られてきたのですが、予定納税とはいったい何でしょうか。

A : 所得税の予定納税とは、7月31日を第1期分の納期限、11月30日を第2期分の納期限として、予納しておく制度です。

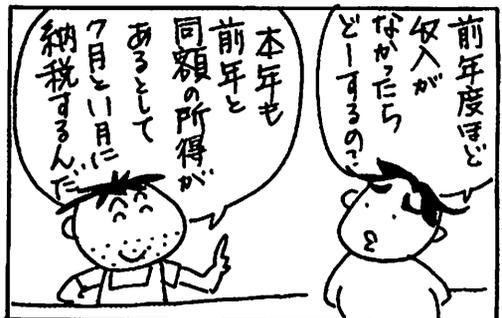
【解説】

所得税の納税は、納税者自らが確定申告によってその年分に生じた所得金額を計算し、その所得金額に対する税額を計算して納付する自主申告納税を建前としています。

しかし、国庫収入の平準化や納税の便宜などの観点から、本年も前年と同額の所得が発生すると仮定して、その仮定した所得金額に対する税額を7月と11月に予納しておくというのが予定納税の制度です。

この場合、税務署長は、その年6月15日までに、その者に対し予定納税基準額並びに第1期（その年7月1日から7月31日までの期間）及び第2期（その年11月1日から11月30日までの期間）の予定納税額を書面により通知し、通知を受けた納税者はそれぞれの期間内にその税額を納付しなければならないこととなっています。

なお、本年分の所得税額が前年分に比べて減少すると見込まれる場合には、その減少したところにより予納できるように「予定納税額の減額申請」の制度も設けられています。



KIMIYO-I